

ルール
習志野市 学校の新しい生活様式

令和4年4月20日版～学校の行動基準レベル1～

(参考引用資料:千葉県教育委員会「新型コロナウイルスの影響を踏まえた教育活動の制限緩和について(令和4年4月14日版)」)

～徹底すべき基本的な感染症対策～

1. 健康観察(朝と夜)
2. マスクの適切な着用
3. 定期的な手洗と換気
4. 狭い閉鎖空間での密集状態の回避

◎生活全般における感染症対策

□児童生徒・教職員等は、原則マスクを着用して生活をする。

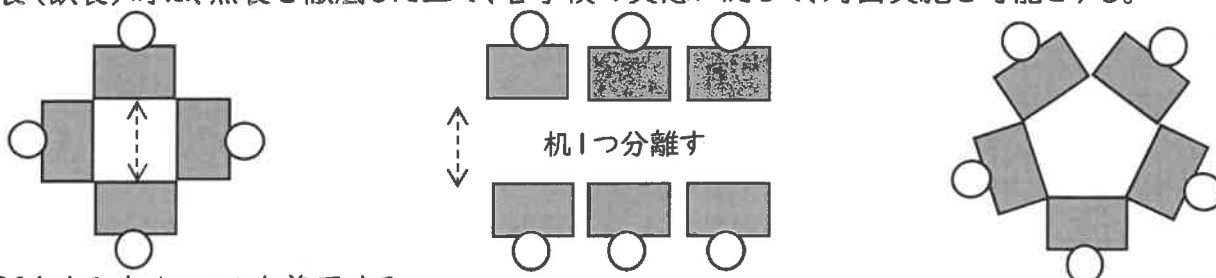
※体調不良等により長時間のマスク着用が難しいケースなどは、比較的換気のよい所に座席を設ける、パーテーションを設置する、人との距離が取れるところでマスクを外して休憩する時間を設ける等、可能な範囲で個別に対応する。

□登校時、部活動開始前、前日の夜に健康観察(発熱及び何らかの症状の有無の確認)を実施するとともに、本人に熱や風邪症状がある場合には自宅で休養することを徹底する。前日の夜に発熱等があり、翌朝には症状が治まった場合についても自宅で休養することを徹底する。

※ワクチン接種については任意であるが、接種後の副反応については考慮し、激しい運動は行わないことや、部活動の参加を控える等も検討する。

□運動時と飲食時に加え、周囲と十分距離が取れる場合(2m以上)は、一時的にマスクを外すことも可能とする。ただし、その場合も大声での会話等は控える。

□給食(飲食)時は、黙食を徹底した上で、各学校の実態に応じて、対面実施を可能とする。



※会話をする時はマスクを着用する。

※実施については、発達段階や各学校の感染状況を踏まえて、適宜判断する。

□教室等の換気については、気候上可能な限り窓を少し開ける(20 cm程度)等、常時行う。それが難しい場合は、30分に1回以上、数分間窓を全開する等して行う。その際、空気の流れを作るため対角2方向の窓やドアを同時に開ける。なお、温暖期は熱中症にならないよう、エアコンの設定温度や廊下等の窓の開け方には十分配慮する。

□マスク着用時は、のどが渇かなくても、定期的に水分補給をし、脱水や熱中症に注意する。また、熱中症への対応を優先し、周囲と十分距離が取れる場合や暑さ指数(WBGT)が高い日はマスクを一時的に外すことも可能とする。ただし、大声での会話は控える。

□部活動については、移動や準備、更衣室等におけるマスクの着用、活動前後の手洗いを徹底した上で、各校の部活動の活動方針に基づいた活動に戻していく。ただし、昼食をとる場合については、周囲と十分距離を取り、黙食を徹底すること。

★学習活動

学習活動については、市が設定する地域の感染レベル(1~3)に基づいて、各学校で実態に合わせた活動を判断し、実施する。

- 運動時や屋外で十分な間隔が取れる場合(2m以上)は、一時的にマスクの着用を必要としないが、用具の準備、片付け、更衣等の場合には可能な限りマスクを着用する。
- 個人の教材教具を使用して児童生徒同士の貸し借りはしない。
- 教材・教具などを共用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底する。また、1日1回程度、教材・教具の消毒を行う。
- 「緊急事態宣言(レベル3)」及び「まん延防止等重点措置」の適用期間中は、次の学習活動(●)について活動制限を設ける。

●感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動

- ・各教科に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【レベル3】:上記●の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わない。

【レベル2】:上記●の活動は、「感染のリスクが低い活動から徐々に実施する」ことを検討。

【レベル1】:上記●の活動は、「感染症対策を行った上で実施する」ことを検討。

共通)基本的な感染症対策を講じた上で、できる限り通常の学習を実施する

- ◆主体的・対話的で深い学びのための、グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、マスクを着用した上で、必要な活動は積極的に実施する。
- ◆家庭、技術・家庭における調理実習については、マスクを着用し、実施前後の手洗いを徹底した上で実施する。ただし、実習後の試食については調理した児童生徒が行い、給食時と同様に配慮した座席配置で黙食とする。
- ◆音楽における室内での合唱等については、十分な間隔(前後は最低2m)を空けて、児童生徒が向かい合わない配置をした上で、一時的にマスクを外して実施する。授業の前後には窓を全開して空気を入れ替え、エアロゾル対策を講じる。
- ◆体育、保健体育における児童生徒が密集・接触する運動については、前後の手洗いやうがいに加え、10~15分ごとに数分間の休憩を設けることや、同時に活動する人数を少なくした上で実施する。

★学校行事等

- 学校行事については、感染症対策を講じた上で、できる限り多様な活動・種目等を実施する。
 - 保護者等への公開や参観については、マスクの着用や飲食に関する指定等の基本的な感染症対策を実施するよう要請した上で、積極的に実施する。
- ※ただし、学校規模や感染状況により、密集を避けるための参観人数の制限(オンライン配信による代替も含む)や実施内容の精選については、適宜各学校で判断をする。
- 参加者に対しては、検温と健康状態の自己申告を依頼するとともに、入口など主な場所に手指消毒薬を設置する。

- 不特定多数の人が参加する地域行事等については、開催・参加を含めて習志野版あたらしいルール【イベント】に則り、地域とよく協議をし、地域とのつながりを大切にしつつ、慎重に判断する。

★家庭との連携

- 児童・生徒及び同居している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、速やかに学校へ連絡し、登校及び部活動等への参加は控える。
※同居している方が濃厚接触者に特定された場合や発熱や風邪症状が見られる場合でも、児童・生徒にその症状がなければ登校してもよい。
- 通常日課は、対面による授業が原則となり、ICTを活用したオンライン学習については、個別に各学校で対応する。

★給食時の注意点(主に小・中学校)

- 配膳前に、全員手洗いを確実に行うとともに、配膳台の上は清潔に保つ。
- 配膳は、全員マスクを着用し、私語を慎み、列を作る場合は身体的距離をあける。
- 給食を食べるときは、黙食を徹底した上で、一定の距離を保った対面での座席配置も可とする。
- 片付けの際は、密集しないよう、食べ終わった児童・生徒から順次片付ける等工夫する。
- 歯磨きをする際も、密集しないよう時間差をつけ、飛沫が飛ばないようになるべく口を閉じて、うがいは低い姿勢で行う。

★清掃活動(窓を全開にし、マスクを着用する。)

- 密にならないよう清掃分担を編成し、清掃活動を行う。清掃終了後には、必ず石けんを使用して手洗いをする。また、器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度器具等の消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを必ず行う。

★部活動

- 更衣室等の共用エリアは、短時間の利用とし、会話を制限し、一斉に使用することは避ける。また、可能な限りマスクを着用したままの更衣とする。
- 小・中学校の交流練習・練習試合については、通常通りの実施を可能とし、感染対策を講じた上で公共交通機関の利用を認める。ただし、相手校が実施可能な活動方針である場合に限る。

★来校者との面会・個人面談

- 外部からの来校者に対し、玄関等での検温、手指の消毒を実施し、来校者カード等に記入する。来校者カードは1カ月間保管し、その後シュレッダーを使い破棄する。

★教職員同士

- 児童・生徒の模範となるよう、マスクを正しく着用し、こまめな手洗い、体調管理に努める。
- 毎朝、検温をし、結果を健康カード等に記入する。発熱や風邪症状があるときには出勤をしない。また、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても出勤を見合わせる。
※同居している方が濃厚接触者に特定された場合や発熱や風邪症状が見られても、職員本人にその症状がなければ出勤してよい。
- 長期に渡り、感染症対策に専念することになる。管理職においては、心理的なストレス等も含め、職員のメンタルヘルス対策を講じること。

◎上記の行動基準については、各学校の実態に応じて基準の引き上げ(感染対策強化)や実施時期の調整を図ることとする。なお、高等学校においては通学区も広いことから、全県の状況を踏まえた判断とする。

附 則

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 5 月 27 日に交付し、6 月 1 日から施行する。

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 6 月 1 日に改訂し、施行する。
（教職員同士の生活様式を改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 7 月 1 日に改訂し、施行する。
（主に清掃活動・熱中症予防について改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 7 月 27 日に改訂し、施行する。
（習志野版あたらしいルールの策定に伴い改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 9 月 7 日に改訂し、施行する。
（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 2 年 12 月 7 日に改訂し、施行する。
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」の追記による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 1 月 21 日に改訂し、施行する。
（令和 3 年 1 月 7 日の緊急事態宣言の発出による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 4 月 2 日に改訂し、施行する。
（令和 3 年 3 月 21 日の緊急事態宣言の解除による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 5 月 24 日に改訂し、施行する。
（文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」・千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」の変更による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 7 月 1 日に改訂し、施行する。
（文部科学省「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 7 月 30 日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について」）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 8 月 26 日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」）

この生活様式（ルール）は、令和 3 年 9 月 13 日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」）

この生活様式（ルール）は、令和3年10月1日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「緊急事態宣言の解除に伴う県立学校の教育活動等について」）

この生活様式（ルール）は、令和3年11月1日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン（令和3年10月27日版）」）

この生活様式（ルール）は、令和4年1月17日に改訂し、施行する。
（文部科学省「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策について（通知）」）

この生活様式（ルール）は、令和4年3月14日に改訂し、施行する。
（文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等による改訂）

この生活様式（ルール）は、令和4年4月20日に改訂し、施行する。
（千葉県教育委員会「新型コロナウイルスの影響を踏まえた県立学校における教育活動の制限緩和について」）

